

令和3年12月1日

各府省事務次官 殿

各外局の長 殿

各独立行政法人の長 殿

人 事 院 事 務 総 長

「育児休業等の運用について」の一部改正について（通知）

「育児休業等の運用について（平成4年1月17日職福一20）」の一部を下記のとおり改正したので、令和4年1月1日以降は、これによってください。

## 記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
第2 育児休業の承認関係 1 (略) 2 育児休業法第3条第1項ただし書の「当該子について、既に育児休業（当該子の出生の日から勤務時間法第19条に規定する特別休暇のうち出産により職員が勤務しないことが相当であ	第2 育児休業の承認関係 1 (略) 2 育児休業法第3条第1項ただし書の「当該子について、既に育児休業（当該子の出生の日から勤務時間法第19条に規定する特別休暇のうち出産により職員が勤務しないことが相当であ

る場合として人事院規則で定める場合における休暇について同条の規定により人事院規則で定める期間を考慮して人事院規則で定める期間内に、職員（当該期間内に当該休暇又はこれに相当するものとして勤務時間法第23条の規定により人事院規則で定める休暇により勤務しなかった職員を除く。）が当該子についてした最初の育児休業を除く。）をした」とは、当該子について育児休業法第3条の規定により育児休業（当該子の出生の日から57日間に、職員（当該期間内に人事院規則15—14（職員の勤務時間、休日及び休暇）第22条第1項第7号又は人事院規則15—15（非常勤職員の勤務時間及び休暇）第4条第1項第11号に掲げる場合における休暇（以下この項において「産後休暇」という。）により勤務しなかった職員を除く。）が当該子についてした最初の育児休業を除く。）をした

る場合として人事院規則で定める場合における休暇について同条の規定により人事院規則で定める期間を考慮して人事院規則で定める期間内に、職員（当該期間内に当該休暇又はこれに相当するものとして勤務時間法第23条の規定により人事院規則で定める休暇により勤務しなかった職員を除く。）が当該子についてした最初の育児休業を除く。）をした」とは、当該子について育児休業法第3条の規定により育児休業（当該子の出生の日から57日間に、職員（当該期間内に人事院規則15—14（職員の勤務時間、休日及び休暇）第22条第1項第7号又は人事院規則15—15（非常勤職員の勤務時間及び休暇）第4条第2項第2号に掲げる場合における休暇（以下この項において「産後休暇」という。）により勤務しなかった職員を除く。）が当該子についてした最初の育児休業を除く。）をした

ことをいい、育児休業法第27条の規定により準用される場合及び他の法律により育児休業をした場合は含まない。また、職員が双子等複数の3歳に満たない子を養育している場合において、そのうちの1人について育児休業（当該1人の子の出生の日から57日間に、職員（当該期間内に産後休暇により勤務しなかった職員を除く。）が当該1人の子についてした最初の育児休業を除く。）の承認を受けて、当該育児休業の期間中、その他の子についても養育した事実が認められるときは、その他の子についても既に育児休業をしたものとして取り扱うものとする。

3～9 （略）

別紙第3

（育児休業承認請求書の裏面）

記入上の注意

1～5 （略）

6 「6 備考」欄には、(ア)請

ことをいい、育児休業法第27条の規定により準用される場合及び他の法律により育児休業をした場合は含まない。また、職員が双子等複数の3歳に満たない子を養育している場合において、そのうちの1人について育児休業（当該1人の子の出生の日から57日間に、職員（当該期間内に産後休暇により勤務しなかった職員を除く。）が当該1人の子についてした最初の育児休業を除く。）の承認を受けて、当該育児休業の期間中、その他の子についても養育した事実が認められるときは、その他の子についても既に育児休業をしたものとして取り扱うものとする。

3～9 （略）

別紙第3

（育児休業承認請求書の裏面）

記入上の注意

1～5 （略）

6 「6 備考」欄には、(ア)請

求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合（当該請求に係る子の出生の日から57日間に、職員（当該期間内に産後休暇（人事院規則15—14（職員の勤務時間、休日及び休暇）第22条第1項第7号又は人事院規則15—15（非常勤職員の勤務時間及び休暇）第4条第1項第11号に掲げる場合における休暇をいう。）により勤務しなかった職員を除く。）が当該請求に係る子について最初の育児休業をする場合を除く。））、その氏名、請求者との続柄等及び生年月日、(イ)請求に係る子が養子の場合においては、養子縁組の効力が生じた日、(ウ)請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合においては、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。

7 （略）

求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合（当該請求に係る子の出生の日から57日間に、職員（当該期間内に産後休暇（人事院規則15—14（職員の勤務時間、休日及び休暇）第22条第1項第7号又は人事院規則15—15（非常勤職員の勤務時間及び休暇）第4条第2項第2号に掲げる場合における休暇をいう。）により勤務しなかった職員を除く。）が当該請求に係る子について最初の育児休業をする場合を除く。））、その氏名、請求者との続柄等及び生年月日、(イ)請求に係る子が養子の場合においては、養子縁組の効力が生じた日、(ウ)請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合においては、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。

7 （略）

以 上